

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 函館視力障害センター
設置者名	厚生労働省

## ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画に当たっては、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）における教科指導要領」の指導目標、指導内容、指導計画等に基づいて、各年度当初に指導計画書を作成している。

指導計画書は、初回の授業において利用者に示すとともに、ホームページに掲載し公表する。

授業計画書の公表方法 <http://www.rehab.go.jp/hakodate/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

評価及び単位修得については、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育規程」第16条に基づいて行っている。

具体的には、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則」第4章に基づき、教官作成テスト（筆記試験、実技試験）、レポート法、問答法（口頭試験）、観察記録法から評価の方法を選択し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。

また、単位修得の判定は、**同実施細則**第5章に基づき、当該授業科目の学年末評価が100点満点で60点以上であること、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上であること等を単位修得の要件としている。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各授業科目の評価は、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」17～19 及び 24 に基づき、各授業科目とも 100 点を満点として表示し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。

客観的な指標の設定は、全科目の学年末評価の合計点の平均を算出して成績分布を求め、当該学年の状況を把握する。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  
就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則（抜粋）

(総括的評価の表示)

- 17 総括的評価は、各授業科目とも 100 点を満点として表示する。  
(評価対象の授業科目)
- 18 評価は、理療教育規程第 14 条の別表に定める全ての授業科目について行う。  
(総括的評価の実施要件)
- 19 学年末における総括的評価については、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時間数の 3 分の 2 に満たない者については実施しない。  
(学年末評価)
- 24 学年末評価は、前期及び後期の評価の平均点とする。ただし、本細則 30 の(1)により再評価を実施した場合は、その結果を加味して決定する。

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

<http://www.rehab.go.jp/hakodate/>

**4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。**

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定方針については、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育規程」第16条及び第17条に規定している。

具体的には「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」26に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則28に規定する各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とし、支援決定会議において決定し、卒業(修了)を認めている。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

就労移行支援(養成施設)理療教育規程(抜粋)

(評価及び単位修得)

第16条 理療教育の利用者に対する評価は、各授業科目の教育効果を判定し、以後の教育に活用するために、「国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領」に基づき実施するものとする。

2 各学年末の評価により、別に定める「進級又は卒業(修了)基準」に基づき、当該授業科目の単位修得の有無について判定する。

3 その他評価について必要な事項は、別に定める。

(進級又は卒業(修了)の認定)

第17条 理療教育の各課程において、別に定める「進級又は卒業(修了)基準」に規定する所定の単位を修得した者に対し、次学年への進級又は卒業(修了)を認める。

2 前項の規定により利用者の進級又は卒業(修了)を認定するに当たっては、別に定める会議(以下「支援決定会議」という。)の議を経るものとする。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則(抜粋)

(単位修得の要件)

26 授業科目の単位を修得するには、次の各号の要件を満たさなければならぬ。

(1) 当該授業科目の学年末評価が100点満点で60点以上であること。

(2) 当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上であること。(ただし、病気等やむを得ない事情により欠席時数が実授業時数の3分の1を超えたと認められる場合、実授業時数の3分の1の10%の範囲の時数においては補講で補うことができる。)

(卒業の要件)

28 各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とする。